

平成19年5月22日

週刊ダイヤモンド編集長 殿

社団法人 全国有料老人ホーム協会  
理事長 宮澤 一裕

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴誌2007年5月19日号における特集記事「家族にのしかかる負担とカネ 介護地獄」を拝読いたしました。その特集の「有料老人ホームランキング」につき、次の点をご考慮願いたく要望いたします。

同ランキングでは、算出項目の一つとして「直接処遇職員(看護職員+介護職員)の常勤換算人数÷入居定員数」を基準とし、「多いほどサービス体制は充実している可能性が高い」として、20点配点をされています。ご高承のとおり有料老人ホームは、入居時の要件により「入居時自立」のホームと「入居時要介護」のホームに大別されますが、入居時自立型ホームには、自立者の人数を多く含んでおりますので、介護保険に求められている要介護者数に対する直接処遇職員数をホームの入居定員1人当たりの比率を求め、その比率を単純に比較すれば要介護者中心のホームより、当然に少なくなります。

このため、「入居時自立」のホームと「入居時要介護」のホームを同じテーブルで比較することは、むしろ一般消費者の誤認を招く恐れが高いと危惧しております。超高齢社会において、有料老人ホームに対する関心が高まりつつある現在、消費者により正確で分かりやすい情報提供をお願いする次第です。

なお当協会は、昭和57年2月、有料老人ホーム利用者の保護と、事業者の健全な発展を図ることを目的に設立された、老人福祉法第30条に規定された民法上の公益法人です。会員の指導・勧告、入居者等からの苦情解決等の活動に取り組んでおります。

敬具

cf. 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(別添)